

相互協議申立書の 提出方法の変更のお知らせ

- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令が改正され、平成 23 年 10 月 1 日から相互協議申立書の提出先が税務署から国税庁相互協議室に変更されます。
- 平成 23 年 10 月 1 日以降、相互協議申立書を提出する場合は、相互協議申立書及び添付書類各 1 部を国税庁相互協議室へ郵送又は持参してください。
- 郵送する場合の送付先
〒100-8978
東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 番 1 号
国税庁 相互協議室
- 持参する場合の提出先
東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 番 1 号 中央合同庁舎第 4 号館 3 階
国税庁 相互協議室
- ご不明な点等がございましたら、国税庁相互協議室（相互協議第一係）にお尋ねください。
TEL : (代表)03-3581-5451 (内線 3715)